

小美玉市告示第164号

小美玉市指定ごみ袋取扱所の指定に関する要綱第3条及び第9条の規定に基づき、以下のとおり、指定を取り消します。

令和4年6月17日

小美玉市長 島田 幸三

1. 指定を取り消す店舗

ポプラ石岡 ともえ店（栗又四ヶ 2539-2）

2. 取り消しに係る根拠

- ・小美玉市指定ごみ袋取扱所の指定に関する要綱，第3条（指定の基準）第1項第1号の基準を満たしておらず，第9条（指定の取り消し）第1項第2号の規定に該当する

3. 取り消しをする事由

- ・店舗廃止によるもの

4. 施行日

- ・公布の日